

【事案Ⅲ - 6】自然災害共済金請求

・2025年12月23日 裁定終了

<事案の概要>

自然災害付火災共済契約の共済目的である事務所・倉庫併用住宅（以下「本件建物」という。）について、2018年6月の地震および同年9月の台風（以下、地震と台風を総称して「本件災害」という。）により損害が生じたとして、申立人が自然災害共済金の支払を求めたのに対し、被申立人がこれを自然災害による損害とは認定できず共済金を支払わなかったため、申立人が不服として申し立てたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は申立人に対し、2018年6月の地震および同年9月の台風による本件建物の被害について、申立人が外部鑑定を実施し提出した最終見積額である、2113万円（税抜）を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 申立人が外部鑑定を実施したところ、外壁のひび割れ、塗膜剥離、屋上防水の破損、室内の雨漏り等の損傷は、本件災害という一時的で大きな外力の負荷によって短期間に顕在化したものである。これらの被害は単なる経年劣化では説明できず、災害によるものと判断される。
- (2) 被申立人の初回鑑定はWEB地図サービスによる写真に依拠しており、実態を十分に反映したものではない、
- (3) 被申立人は申立人からの要望により2回目の再鑑定を実施したが、当初は「時効は問わない」として調査したにもかかわらず、再鑑定では逆に時間経過を理由に本件災害と建物への被害との因果関係が不明確であり経年劣化と認めることが妥当である、と判断する等、その鑑定には一貫性がなく鑑定人の中立を欠いており、最初から支払い否という方針が決まっていたとしか考えられない。
- (4) 以上により、外装・屋上・室内等の損傷を総合すれば本件災害との因果関係は高い蓋然性を持つと判断し、最終見積額2113万円の支払いを求める。

<被申立人の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められないとの裁定を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 被申立人は、申立人が提示した最終見積書にもとづき立合鑑定を行った結果、外壁の変化は日射・降雨・温湿度変動等による経年劣化であると判断した。
- (2) 屋上防水の亀裂についても、仮に地震災害によるものであれば、天井や床、開口部等にも同時に異常が現れるはずだが、そのような像は確認されなかった。

また、室内濡損は、防水性能の低下による慢性的浸入の可能性が高く、単発災害による被害とは言えず、屋根の局所変形についても修繕時の作業荷重でも発生し得ると判断した。

(3) 申立てが災害から年数を経ており因果関係の立証は困難である。本来、本件災害と損害の因果関係は申立人が立証すべきであるが、申立人から提出された証拠書類等では申立人の主張は十分ではない。また、WEB地図サービスによる写真は、本件災害当時およびその前後の状況を証明する証拠となり得る。

＜審議会の判断＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

共済の対象に生じた損害が自然災害によるものか否かを判断する際には、単に対象物に経年劣化が見られるという理由だけで、自然災害による損害であることを否定することはできないと解すべきである。もし、経年劣化があるという一点のみで自然災害による損害であることを一律に否定すれば、本件建物のように共済加入の時点で相当の築年数が経過している場合、自然災害共済金が支払われる余地がほぼ失われることになり、共済に加入する意味自体が失われ、明らかに不合理な帰結となるからである。

自然災害による損害か否かの判断に当たっては、①自然災害の前後の写真等の比較により当該損害を自然災害以前の時点で確認できるか否か、②当該損害が自然災害によって生じたと推認すべき状況があるか否か、③逆に、自然災害によって生じたと考えると矛盾する状況があるか否か、④自然災害の影響を受けにくい箇所に同様の経年劣化が見られるか否か、⑤その他、自然災害以外の原因によるものと推認すべき状況があるか否か等、諸般の事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。

以上を踏まえ、審議会は、申立人、被申立人双方から提出された証拠書類等にもとづき、慎重に審議したところ、自然災害を直接の原因とした損害ではなく、進行的な経年劣化として理解するのが自然であると判断した。さらに平行して、本件建物の損害の原因について検討するに当たり、経験豊富で本件と利害関係のない外部の鑑定業者に対して専門的見地からの意見の提出を求めたところ、同主旨であった。

以上により、申立人の請求には理由がなく、自然災害共済金の支払いは認められないと判断した。